

第5期第8回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第5期第8回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とし、令和2年4月30日(木)を
2 場所	期限に委員から意見を求めた。
3 出席者	(委員19名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、荒井亮三委員、飯塚裕子委員、江幡真史委員、田中節子委員、服部美佐子委員、岩橋栄子委員、高橋薫委員、蓮池敏明委員、會田一恵委員、後藤正臣委員、芹澤考子委員、千葉三和子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員、師星伺朗委員 (事務局5名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	書面開催のため、傍聴者なし
5 議題	<b>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</b> 1 令和2年度地域包括支援センター運営方針について ... 資料1 2 地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について ... 資料2 3 桜台地域包括支援センターの移転および街かどケアカフェさくらの開設について ... 資料3 <b>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</b> 1 令和2年度地域密着型サービス実施指針について ... 資料4 2 令和2年度地域密着型サービス事業者の公募について ... 資料5 3 指定地域密着型サービス事業者の指定について ... 資料6 4 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ... 資料7
6 配付資料	(資料1) 令和2年度地域包括支援センター運営方針 (資料2) 地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について (資料3) 桜台地域包括支援センターの移転および街かどケアカフェさくらの開設について (資料4) 練馬区地域密着型サービス実施指針 (資料5) 令和2年度 地域密着型サービス事業者公募要項 (資料6) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (資料7) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について
7 所管課	<b>(地域包括支援センター運営協議会)</b> 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 : 03 5984 2774 (直通) Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp <b>(地域密着型サービス運営委員会)</b> 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 : 03 5984 1461 (直通) Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会

1 令和2年度地域包括支援センター運営方針について

	意見（委員）	回答（区）
委員	<p>1 練馬区の地域包括支援センターの運営方針</p> <p>2 練馬区の地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p>3 地域包括支援センター担当区域のニーズに応じた事業の実施。 ※ 4ヶ所の練馬、光が丘、石神井公園、大泉に総合福祉事務所を設置する事は、大変良いことだと思う。これにより問題が発生した場合にも速やかに解決できると考える。</p> <p>4 介護事業者、医療機関、民生委員とのネットワーク構築の方針</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントの実施方法</p> <p>6 ケアマネジメント支援の実施方法</p> <p>7 地域ケア会議の運営方針</p> <p>8 庁内関係機関との連携方針 ※ タテ・ヨコの連携を密にする事は物事を進める上で大事なことである。総合福祉事務所との連携を密にするという事、意見を広く聞くことに、私は大賛成である。</p> <p>9 公立性および中立性確保の為の方針</p> <p>以上の項目について素晴らしいと思うのでぜひ進めてほしい。</p>	<p>・ 本運協でのご意見を踏まえ、4か所の総合福祉事務所が各圏内にある地域包括支援センターの調整、指導・助言を行うとともに、区とセンターが連携を図りながら地域の高齢者の支援を行う体制を構築してまいりました。今後とも、高齢者を支える医療、介護等の地域の関係機関との話し合いの場である地域ケア会議等により、地域との顔の見える関係づくりも推進していきます。</p>
委員	<p>私は地域密着型介護施設に長く従事していた。そこで実感したのがケアマネジャーの重要な役割である。2025年には団塊の世代のすべてが後期高齢者になる。それに伴いケアマネジャーの仕事も多くなり、資質も問われてくる。運営方針にもあるようにケアマネジャーの資質向上のための支援をしていただきたいと思う。</p>	<p>・ 地域包括ケアシステムの推進に向けては、ケアマネジャーの役割が重要と考えています。区では、区内ケアマネジャーの質の向上を図ることを目的に、ケアマネジメント体制強化事業として各種研修を実施しています。また、多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援する地域ケア予防会議の開催を通じて、ケアマネジャーのみならず、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図っていきます。</p>
委員	<p>1 練馬区の地域包括支援センターの運営体制 全所を本所化したことできめ細かなサービスを提供するシステムになったと思う。</p> <p>2 練馬区の地域包括ケアシステムの構築方針 2段落目「練馬区の特性を踏まえ、～（中略）～サービス提供体制を構築していく。」という点について大いに期待する。横の連携とともに役所内の担当部署との連携も深めてほしい。役所の担当者が2～3年で変わることについては常々疑問に思っている。人の連携は癒着とは異なるので顔の見える連携が大切だと思う。</p> <p>3 地域包括支援センター担当区域のニーズに応じた事業の実施 2段落目「センターは～（中略）～重点的に行うべき業務を定めて」については、是非実施してほしい。ニーズの把握と資源の把握は一体のものである。すべての日常生活圏域の高齢者の支援ニーズを実態調査によって掘り起こしていただきたい。</p> <p>4 介護事業者、医療機関、民生委員等とのネットワーク構築の方針 「高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図る。」についても是非お願いしたい。行政の役割は環境整備が大切だと思う。ボランティアの方々が善意の隣人として活動できるように具体的な支援策を整えてほしい。脳活プログラム等に参加してもその後の活動が経済的な理由等で継続できなくなることがないようにしてほしい。</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントの実施方針 適切なアセスメントの実施についても是非お願いしたい。3のところでも書いたが、とても大切である。60歳、70歳、77歳、80歳など昔から節目と呼ばれる時期に成人式や乳幼児の健康診断並みのシステムを作ってその折々の心理的、身体的な問題や行政のサービス利用の在り方等を考えてほしい。</p> <p>6 ケアマネジメント支援の実施方針 ケアマネジャーに対して地域密着型サービスの利用内容の周知・理解を促進することも大切なことである。ドイツのかかりつけ医師の制度ではないが、地域包括支援センターごとにかかりつけケアマネジャーのような仕組みを作り街かどカフェの利用で、5に書いた節目ごとに研修会をする等、考えられることは山ほどある。便利帳配布の様に冊子を配布する方法もあると思われる。</p> <p>7 地域ケア会議の運営方針 ぜひ実現してほしい。</p> <p>8 庁内関係機関との連携方針 2のところでも書いたが、国にしても厚労省、文科省などが連携することがあるように地域包括支援という事であれば、まず、庁内関係機関との連携は非常に大切なことであると思う。</p> <p>9 公正性および中立性確保のための方針 9年間の自宅介護の経験を通して一番強く思ったのはこの点である。要介護5の母を介護したが、老健や福祉施設入所の申請をしたが1度も認められなかった。人によって、すぐ入所できる人を周りで何例もみてきたため、不信感が募った。保育所の入所の時も思ったが、入所基準を透明にしてほしい。</p>	<p>・ 平成30年4月より、25か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化しました。また、4か所の総合福祉事務所が各圏内にある地域包括支援センターの調整、指導・助言を行うとともに、区とセンターが密接に連携を図りながら地域の高齢者の支援を行っています。</p> <p>・ 高齢者を支える医療、介護等の地域の関係機関との話し合いの場である地域ケア会議等により地域との顔の見える関係づくりも推進しています。また、4か所のボランティアセンター（コーナー）に配置される地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）と地域包括支援センターが連携して、地域で高齢者を支える体制づくりを推進していきます。</p> <p>・ 平成31年度から、健康長寿チェックシートを活用した新たな高齢者実態調査を開始しました。このほか、介護予防ケアマネジメントの実施により、地域の高齢者の身体状況を把握するとともに、介護保険などの福祉施策や見守り活動につなげていきます。</p> <p>・ 介護予防ケアマネジメントについては、地域ケア予防会議や担当者連絡会等を通じて、ケアマネジメントの実施手順等の平準化を進めるとともに、自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントの推進を図っていきます。また、全ての地域包括支援センターを対象に、センター業務の取組状況に関する事業評価の実施を通じて、センターの質の向上を図るとともに、必要な改善を進めます。</p> <p>・ ケアマネジャーの地域密着型サービスに関する理解促進は、地域密着型サービスの利用促進を図るうえでも重要であると考えます。地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャーに対しサービスの利用内容の周知・理解の促進を図ります。</p> <p>・ 介護保険施設の基準等については、国および東京都の基準に基づき定められています。また、練馬区では特別養護老人ホームの入所基準を定め、入所の必要性が高い方から入所できるよう特養ホームごとに入所順位を決めています。地域包括支援センターでは、特養等の施設の入所に関するご相談を受けています。今後も、必要に応じて入所に向けた施設との連携・調整を行っています。</p>

	意見（委員）	回答（区）
委員	センターとケアマネのCOIについて考えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生活していくために、必要なサービスが受けられるよう地域のケアマネジャーへの指導・支援、医療機関や関係機関等との連携等を行っています。区関係課とも連携し、中立的な立場で、ケアマネジャー同士のネットワーク構築、関係機関との連絡体制の構築を支援するなど、多職種の連携・協働により高齢者を支える地域づくりを進めます。</li> </ul>
委員	特に意見はないが、区民への認知も高まり、ニーズも増え職員の方の負担も大きくなっていることと推察する。地域の専門職として、できる限り協力させていただきたいと思う。また、地域で薬局も情報発信ステーションの役割を担っていきたいと考えますので、力をお貸しいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の高齢者を支えるためには、薬局や医療機関、介護事業者等の連携を強化することが重要です。今後も、練馬区薬剤師会との連携を充実させ、地域包括支援センターを含めた関係者間の連携体制を推進していきます。</li> </ul>
委員	<p>地域包括支援センターが25か所に開設され、より身近に高齢者が何でも相談できるところとして区民に周知されてきていると期待している。住民の認識度についてはまだまだ十分とは言えない部分もあり、当事者のみならず、関係者の我々も含め幅広い周知と、その活用を支援していく必要があると思われる。《使えるサービスがない》</p> <p>75歳を超えても元気な高齢者が増えてきて、健康年齢をいかに伸ばしていくかが注目されている。まあまあ健康と言いながら、歩きにくい、手が使いにくいと不便を感じている人も多い。また、80歳、90歳で一人暮らしの人は増えてきている。生活に不便を感じながらもなんとか生活している人たちは「要支援」の認定しか下りない現状があり、この人たちからは「使えるサービスがない」という意見をよく伺う。</p> <p>種々の予防策のおかげでこのような高齢者が増えていくと思われる中で、「地域ケア個別会議」「地域ケア予防会議」「地域ケアセンター会議」等の中で、社会福祉協議会と連携し地域福祉コーディネーターを紹介し、高齢者のニーズの調査、高齢者が主体的に活動できるグループの紹介や創設など、地域の新たな動きを生み出す働きにも広げていってほしい。地域包括支援センターが持つ情報と地域福祉コーディネーターの持つ人材とノウハウをマッチングさせて高齢者の活躍できる場所を増やしていき、オレンジカフェだけに頼らず、高齢者が参画できる居場所づくりを目指し、そのイニシアティブをとり、より地域での機関としての位置づけの確立を目指すことを期待している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らし高齢者は、孤立しがちなことから、地域の関係者が連携して支援することが重要です。地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等を通じ、ひとり暮らし高齢者等を支援する地域の連携を推進します。</li> <li>介護サービスについては、お一人お一人の状況に合わせて、多種多様な選択肢が増えていますが、中にはもっと活用されてもよいものもあります。お近くの地域包括支援センターにおいてご案内しているほか、より活用が図られるよう区ホームページ・パンフレット等により周知を行っていきます。</li> <li>区では、生活支援コーディネーター業務を練馬区社会福祉協議会に委託しています。4か所のボランティアセンター（コーナー）に配置される地域福祉コーディネーターが兼務しており、地域活動を希望する方に対する、団体の情報提供や居場所づくりに関する相談支援等を実施しています。今後、さらなる生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの連携強化を進め、地域で高齢者を支える体制づくりを推進していきます。</li> </ul>
委員	地域包括ケアシステムの実現に向けて、日頃より社会福祉協議会は、地域包括支援センターとの連携を強化していきたいと考え業務を行っている。例えば、区の計画においても成年後見制度の利用促進への取組や、地域連携ネットワークの構築が重要視される中で、これまで以上に社協の権利擁護センターや、「地域生活支援サービス充実に関する協議体」における、ボランティア・地域福祉推進センターなど、さらに連携の充実を図っていく必要があることを鑑みると、運営方針（案）に社会福祉協議会はいずれにも触れられていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内では、練馬区社会福祉協議会を含む様々な団体やボランティアが地域の高齢者を支える活動を展開しており、その重要性はますます増加していると認識しています。区および地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等を通じて、練馬区社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターとの相互連携のさらなる促進を図ります。</li> </ul>
委員	<p>包括によって介護予防ケアマネジメントの対応の仕方が違い、迷うことがあるので統一していただきたい。</p> <p>包括職員の業務負担も多く、大変と認識している。そのような状況の中で、地域のケアマネとの事例検討会等が必要以上に多くて、他の業務に支障が出ないか心配である。</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントの実施方針について 2行目「適切な方法～（中略）～実施を支援する。」と記載されているが、総合事業しか利用していないのに要支援申請の更新をしたり、事業対象者で総合事業のみを利用しているのに、「ちょっと心配だから」とか「年齢もいつているから」等の理由で予防給付を利用する予定もないのに、要支援申請を勧める包括職員が少なくない。必要以上の要支援認定者が多い現状により、要介護者の更新等の遅れの要因ともなっている。きちんとした解釈を理解させてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメントについては、地域ケア予防会議や担当者連絡会等を通じて、ケアマネジメントの実施手順等の平準化を進めるとともに、自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントの推進を図っていきます。また、全ての地域包括支援センターを対象に、センター業務の取組状況に関する事業評価の実施を通じて、センターの質の向上を図るとともに、必要な改善を進めます。</li> </ul>
委員	<p>P 2 「3地域包括支援センター担当区域のニーズに応じた事業の実施」について</p> <p>担当地域にどのようなニーズがあるのか、後段「4ネットワーク構成員」と、定期的なニーズ分析を行う機会を設けていただきたい。ニーズ分析を情報集積窓口へ委ねることには、様々な弊害を生じると考えられる。公正中立の確保への影響や個々のセンターの能力格差に由来する地域の社会資源価値損失に繋がりがかねない。</p> <p>次に、ニーズに応じた事業プランの作成もネットワーク構成員と共に作成し、PDCAサイクルを回すことが有意義と考えられる。それぞれの地域資源には格差があることを念頭に、地域の実情に即した実行プランが有効であり、そのプランを掌握して分析し実行プランにすることを地域包括へ委ねるには重荷と考える。PDCAサイクルを前提に事業運営を行う上で、プロジェクトマネジメント専門性がどうしても必要になる。この専門性を有する人材が各地域で構成員となってゆくことも重要である。</p> <p>P 4 「公正性および中立性確保のための方針」について</p> <p>長くこのテーマの重要性は当委員会でも認識を共有させていただいた。あらためて考察した事は、具体的な事例で支援過程を理解することは有効であるという点である。例えば、相談に来所した家族や本人への助言内容が紹介先事業所や相談者の生活相談圏域に応じて繋がれているかが重要である。また、介護サービスの利用や再考する方々へ、受付相談員の属人的援助能力の影響を少なくすることや正しい制度設計理解に基づいた助言や照会が行われるかが重要である。例えば、小規模多機能型居宅介護は要支援1より利用可能とされている。在宅での介護サービスの利用を検討している方々には居宅プランと併せて（看）小規模多機能型居宅介護を紹介し、理解が促進されることが望まれる。</p> <p>結果評価では反映されない、具体的は過程評価は公正、中立性の観点から重要である。</p> <p>以上のように、このテーマは広く汎用な解釈に基づく評価となる危惧があるので、具体的な評価事案を前段のネットワーク構成員と議論を重ね、区全体の評価指標が充実すること要望する。</p> <p>参考までに、保健衛生における評価尺度分類のスタンダードの一つとして「構造・過程・結果（ドナベルリアンモデル）」による並列的評価が有用とされている。構造や結果だけによらない過程も重視した評価の存在が失われていないか私どもの事業運営においても注意している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のニーズや課題の把握については、地域の関係者との話し合いの場である地域ケア会議等を通じて、課題解決に向けた社会資源の把握やネットワークの構築を図っていきます。</li> <li>4か所の総合福祉事務所が各圏内にある地域包括支援センターの調整、指導・助言を行うとともに、区とセンターが連携を図りながら地域の高齢者の支援を行っています。また、高齢者を支える医療、介護等の地域の関係機関との話し合いの場である地域ケア会議等により、地域との顔の見える関係づくりも推進しています。</li> <li>地域包括支援センターの公正性および中立性の確保については、事業評価を通じて各センターの質の向上を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会等において定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行っていきます。</li> </ul>

	意見（委員）	回答（区）
委員	<p>各地域包括支援センターでは、ネットワーク構築のために会議等が多く開催され、地域住民の方々や医療機関、介護事業者とのつながりもつくられていると思う。このネットワークを是非、現在の混乱している状況の中で発揮していただきたい。区と密な連携をとり、担当されている地域に対して具体的な取組みを示していただくと大変助かる。近くのいつも利用者様が通っている病院からクラスターが発生している。自分が担当している方も怯えている。不安のあまりパニックになっている方も増えてる。区からの要請でサービスについての問い合わせをしていることも知らないケアマネージャーもいる。</p> <p>大変お忙しいと思うが、情報を伝えていただくことはできるか。協力できることはもちろん行って行くので、協力体制の構築を進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域の医療機関および介護サービス事業者に多大なるご尽力を頂いております。今後も、関係機関の皆様と区、地域包括支援センターが、様々な機会を通じて情報の共有および連携の強化を図っていきます。</li> </ul>
委員	<p>「6 ケアマネジメント支援の実施方針」に示されているが経年的に把握することはとても重要だと思う。また、事例検討を積み重ね多職種連携や地域のネットワークづくりをその中で作り上げていくことが大切であると感じた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き経年的な把握を進めながら、定期的に多職種による事例検討会等を開催し、地域のネットワークを構築していきます。</li> </ul>

## 2 地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について

	意見（委員）	回答（区）
委員	<p>1(3)区外業者はいかがなものか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関であることから、組織体制、運営実績、運営体制等幅広い視点から評価、選定することが必要です。事業者選定に当たっては、選定委員会を設置し、区内事業者か否か等も評価項目に含めた上、公平かつ適正に事業者選定を行っています。</li> </ul>

## 3 桜台地域包括支援センターの移転および街かどケアカフェさくらの開設について

	意見（委員）	回答（区）
委員	<p>街かどカフェさくらが開設されたことは高齢者の居場所が増えてとても望ましいと思う。今後も増えていくことを希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街かどケアカフェは、高齢者など地域住民が気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、相談したりすることができる場です。今後も、交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、出張所跡施設や地域サロンを活用し、増設していきます。</li> </ul>
委員	<p>移転およびケアカフェの開設がほとんど利用できていない状態が長く続きそうなので新型コロナウイルスの収束後に告知も含めて、もう一度パンフレットやチラシの配布等をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年5月現在街かどケアカフェの運営を休止しています。再開にあたっては、区ホームページやパンフレット等による案内に加え、地域住民の方への周知を行っていきます。</li> </ul>

1 令和2年度地域密着型サービス実施指針について

	意見（委員）	回答（区）
委員	総合的に良くまとめられており、完全な指針だと考える。 特に「④地域との連携の仕組みについて（2）地域住民との協働の姿勢を築くこと」について、重要なことであり核心をついていると思う。特に認知症高齢者の利用を取り上げて頂いていることはありがたい事だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度ごとに適宜見直しを行い、内容の充実に努めます。</li> </ul>
委員	地域密着型サービス事業者は、そこで従事するスタッフとの連携をもち、働きやすい職場になるように努めていただきたいと思う。施設内が安定していれば、利用者にも質の高いサービスを提供することができる。地域密着型サービス事業者は常に「地域密着型サービスの質の確保」という事に対して向き合って頂きたいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の事業所がサービスの質の確保ができるよう、区としても事業者の支援を継続していきます。</li> </ul>
委員	<p>1 サービスの利用について</p> <p>(1) 基本に考える利用者像 申込順というだけでなく、それぞれの状況において適切な利用者の選定基準を明確にしていくことが望ましいという点において、大いに賛成である、是非お願いしたい。 馴染みの関係づくりが必要であるという点について、賛成である。家庭の延長という考え方を基本にして介護スタッフだけが過重な業務にならないような配慮が大切であると考え。「認知症の専門医等から診断を受けているか確認する事が望ましい。」については、成人病検診の項目の中に認知症チェックのスクリーニングができるような項目を入れていくことが必要だと思う。</p> <p>(2) サービス利用者への周知 意見記入票①に記入済み</p> <p>2 ケアのあり方について すべて同感である。認知症になってからではなく、誰もがなりうるという事を前提にエンディングノートのようなものを作成していくことが大切だと思う。</p> <p>3 質の向上の仕組みについての取組については賛成である。老々介護の状態にならないように地域の方々や福祉関連の専門機関とも連携して若い人の人材育成や中高生の職場体験、ボランティア体験の場としてもつながり地域ぐるみで介護の関りを育てる発想も必要だと思う。</p> <p>4 地域との連携の仕組みについて すべて実現したら素晴らしい視点であると思う。 事業者側からの視点だけでなく、サービスを利用する利用者側からの視点でサービスを展開し、地域住民との協働で拠点を支えていく必要があるという点については大いに共感した。街かどカフェはとてもよい居場所になっていると思う。町会の事務所などにミニのカフェができるともっとよいと思う。高齢者の虐待防止については新たに法に加わった、介護者への支援が大きな鍵になると思われる。家事援助サービスなど介護者に対する具体的なサービスの支援ニーズをアセスメントして行っていただきたい。巷で言われるようになった、医療崩壊ならぬ介護崩壊がおこらないようなシステム作りが急務であると思われる。</p> <p>5 地域資源等とのかかわりについてすべて同感である。</p> <p>6 苦情への対応について 苦情は多くの場合、説明と信頼関係の不足から起こると思われる。利用者としては弱い立場にあり、言いたくも言えないことが多いと思われるので、誠実な対応が望まれる。</p> <p>7 行政との連携について 地域包括支援センターの持つ相談機能や情報提供機能を期待している。知らなければ利用もできないので。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービスは要介護等になっても、住み慣れた地域暮らし続けられるためのサービスです。なじみの関係の中で、適切なサービスを受けられるよう、区としても介護人材育成等の事業者支援、地域包括支援センターを中心とした家族支援への取り組みを進めていきます。 また、認知症対策については、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の中で検討を進めていきます。（1，2）</li> <li>第8期計画策定に当たり、地域包括ケアシステムの構築を図り、介護サービス事業者、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、地域団体等の各地域資源との連携が確かなものとなるよう、検討を進めていきます。併せて要介護者の虐待防止の観点からの介護者への支援についても検討を進めます。 また、各サービス事業者が街かどケアカフェの実施者となるように働きかけるとともに、事業者の公募においても地域交流スペースの設置を求めるなど、拠点を増やすための取組を進めています。（3，4，5，7）</li> <li>苦情対応については、事業所への指導等を通じて、啓発を継続していきます。（6）</li> </ul>
委員	被介護者にとって口腔ケアは非常に有益です。歯科との連携において、COIに注意していただきたい。訪問業者に任せない様に事業者に伝えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアシステムを推進する上で必要となる地域の医療機関との連携について、事業所への集団指導等を通じ伝えていきます。</li> </ul>
委員	地域密着型サービスの認知度を上げるべく、区民、他職種向けの冊子作成による情報発信は大変有効だった。保険薬局においても来局者（在宅療養中の家族であることが多かった）より質問を受ける機会に活用、配布させていただいている。 今後とも更なる啓発・促進を希望する。我々も本サービスの基本的な発想”24時間・365日の介護の安心を確保するため”を肝に銘じて適切な理解と啓発に役立ちたいと考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の『地域密着型サービスってなんだろう？』の改訂では、つぎの対応を行い、区民の方等がサービスをよりイメージしやすいものとししました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者連絡協議会の部会の方のご意見を踏まえた表現の修正</li> <li>②区内各サービス事業所から提供いただいた利用上の好事例を掲載</li> </ul> </li> <li>今後も、年次更新等の機会を捉えて、地域密着型サービスの理解と利用が進むよう取り組んでいきます。</li> </ul>
委員	感染症に対するリスク管理について、今までどの程度議論されてきたのか。また、今後議論する予定はあるのか教えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、国の通知等を踏まえ、ノロウイルス、レジオネラ菌等の感染症や、流行期前のインフルエンザについてのリスク管理に係る注意喚起、感染予防、拡大防止のためのチェック表の配付を行ってきました。また、集団・個別による事業者への指導、周知を行ってきました。 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大については、国の緊急事態宣言および都の緊急事態措置を踏まえ、練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて対応に当たっています。なお、事業者には、時々刻々と変化する事態に応じた国、都、区の方針の迅速かつ適切な周知、情報共有と、対応の依頼を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のためのチェック表の配付も行ったところです。 今後についても、得られた知見を基にした情報の提供と共有に努めていきます。</li> </ul>

	意見（委員）	回答（区）
委員	<p>・要介護になる ・認知症になる ・住み慣れた地域での生活の維持 ・24時間、365日の安心の介護</p> <p>これらのことに対応する地域のサービスではあるがその事業の種類之多さと、区別の細かさに圧倒されている。12種類挙げられているがもう少し分かりやすい整理の仕方はないのか。その区別は利用者本人の状態によるものなのか、事業者の事業内容によるものなのかわからないが、理解しやすくしていただきたいと望むのは私だけでしょうか。</p> <p>○「質の向上の仕組みについて」の利用者への周知について</p> <p>それぞれの事業所が展開しているサービスをどのような状態になった時に利用できるのか、また、利用する前の段階から家族の相談に応じる体制を確保し、サービス利用の円滑を工夫するように求めている。その為にもどのサービスがどれに当てはまるのかを分かりやすい表現で説明される工夫が必要であると思われる。</p> <p>○ 緊急時の対応の中のターミナルケアについて</p> <p>事例：介護4、在宅で週2回デイサービスを利用していた。地域の集まりにも家族が車いすで連れて参加し、当初対応に戸惑っていた地域の人たちも慣れ、声をかけて、手を握り、コミュニティの中で穏やかに生活していた。食が細くなり食べられなくなってきたので医療機関に入院した結果、胃ろう処置がされた、家族は急に説明を聞いても判断が難しく結局勧められるままになった。胃ろう処置が悪かったということではなく、家族にとってデイサービスを利用している段階で、言いにくいことであっても、ターミナルケアについて説明を受け予想される状態を想定して対応と処置の方法を共有することが必要であったと思われる。</p> <p>重度の場合の利用者のみならず、家族には必ずターミナルケアの体制を説明し共有することを明記してほしい。</p> <p>○ 感染症対策について</p> <p>新型コロナウイルスの発生で戦々恐々とした毎日を過ごしているが、高齢者施設においてはまさに生きた心地のしない日々であろうと想像している。感染症への対策はこれまでもノロウイルス対策、インフルエンザ予防、熱中症対策など、手がけてきている事ではあるが施設内の対策は勿論であるが、個々の利用者の家族に対して、家庭での注意・対策など積極的に指導していくことも役割の一つとして明記することをのぞむ。</p>	<p>・ 地域密着型サービスの種類や利用者への周知については、それぞれの内容や特徴が分かりやすくなるよう、本指針だけではなく、パンフレットの発行等を組み合わせて周知に努めていきます。</p> <p>・ ターミナルケアについては具体例を示していただいた上でのご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>個々の事情を勘案しつつ今後どのような対応が望ましいのかについて、在宅療養推進協議会を設置し、ACP（※）について検討しているところであり、区としてもACPについて普及を推進していきます。</p> <p>（※ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）：自らが望む人生の最終段階における医療ケアについて、前もって考え、家族や医療、ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組です。）</p> <p>・ 感染症対策については、この間、区内の介護事業所においては、感染症の拡大防止について並々ならぬご努力をしていただき感謝しています。区としても、国や都の指針や通知に基づき、保健所とも連携しながら、事業所、利用者、家族への支援や、対策への理解促進に努めていきます。</p>
委員	21ページ「整備・事業目標」について、看多機やグループホームはこんなに必要なのか。	<p>・ 既設事業所の稼働状況、各圏域におけるバランス、今後の要介護者数の推移等を基に整備数を設定しています。今後第8期計画策定に当たり、最新の情報を勘案していきます。</p>
委員	「意見記入票④ イ 令和2年度地域密着型サービス事業者の公募について」と連動して、地域密着の運営には多様な考察が地域ごとに必要だと考える。これら地域ごとの運用のあり方や社会資源格差を肯定的な評価とした運営スキームを地域特性を含めて発することが望ましいと理解している。しかし、諸所の現下運営対応において、意見記載をおこなえる時間を十分に設けることができないため、今後あらためて、ご意見記入票を作成したい。	<p>・ 追加のご意見については随時お待ちしております。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>○ 運営推進会議について</p> <p>デイサービスは年2回以上の開催となっているが、地域の方も参加しての会議は開催されているのか、また議事録以外に確認している方法があるのか教えていただきたい。</p> <p>業務の合間に準備等も行わなくてはいけない為、できる限り簡略化できるといいと思う。</p>	<p>・ 多くの事業所において、地域の方に参加していただいていると考えております。事業所の議事録以外にも、区職員の運営推進会議への出席、実地指導での聴取により確認をしています。</p> <p>運営推進会議については、会議の効率化や事業所間のネットワークの形成促進の観点から、複数事業所の合同開催も認められており、この点についても周知を図っていきます。</p>
委員	地域密着型サービスは、在宅生活を継続するために重要な役割を担っているが、人材やサービスの質や量の確保、医療対応への困難などいろいろな課題もある。実施指針は、指針に沿って、スムーズに整備・運営が行われることを期待する。	<p>・ 事業所へ広報、集団指導等を通じて、指針の理解と、事業所のスムーズな運営が図られるように区としても努めていきます。</p>

## 2 令和2年度地域密着型サービス事業者の公募について

非公開案件のため、掲載なし。

## 3 指定地域密着型サービス事業者の指定について

## 4 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

※ 意見なし